



平成 23 年 12 月 5 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 熊 谷 組
代 表 者 名 取 締 役 社 長 大 田 弘
コ ー ド 番 号 1 8 6 1
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当社の取引先である水谷建設株式会社に対し、債権者より平成 23 年 12 月 1 日付で大阪地方裁判所へ会社更生手続開始の申立てがなされたことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- (1) 商 号 水谷建設株式会社
- (2) 所 在 地 三重県桑名市大字蛸塚新田 328 番地
- (3) 代 表 者 代表取締役社長 水谷 正之
- (4) 資 本 金 145 百万円
- (5) 事業の内容 建設業

2. 当該取引先に対する債権の種類及び金額等

- (1) 債権の種類及び金額
海外において施工中の工事に係る立替金 764 百万円
- (2) 最近事業年度末日（平成 23 年 3 月 31 日）の連結純資産（45,375 百万円）に対する割合
1.7%

3. 今後の見通し

上記債権に対しては過年度において全額貸倒引当金を計上しており、当期の損益に与える影響はありません。

以 上

<本件に関するお問合せ先>

株式会社 熊 谷 組
広 報 室 03-3235-8155
主 計 部 03-3235-8606